

## 奈良女子大学同窓会佐保会京都支部規約（改訂 2023. 07. 01）

第 1 条（名称）本会は奈良女子大学同窓会佐保会京都支部と称し、略称を「佐保会京都支部」とする。本会の創立は大正 3（1914）年 3 月 29 日である。

第 2 条（所在地）本会の事務所を支部長宅に置く。

第 3 条（目的）本会は（一社）佐保会との連絡を密にし、その事業を助け、また支部会員の親睦と相互扶助をはかり、社会に貢献する活動を行う。

第 4 条（事業）本会は前条の目的を達するため次の事業を行う。

1. 会報の発行・配布
2. 講演会・研修会・文化的催しや講座等の活動
3. その他必要と認められる事項

第 5 条（構成員）

1. 原則として京都府内に在住、或いは在職する佐保会員で構成する。
2. 上記以外で京都支部に所属を希望する佐保会員はこれを認める。
3. 構成員が他都道府県へ転出又は他都道府県より転入した場合は、速やかに支部長まで届け出る。

第 6 条（会費）支部会員は原則として毎年度、（一社）佐保会と支部の会費を合わせて納める。会費の年額は（一社）佐保会及び支部それぞれの定めによる。

第 7 条（支部総会）支部総会を年 1 回開催し、重要事項の報告・審議を行い、また会員の親睦・交流をはかる。

第 8 条（執行委員）

1. 本会には次の執行委員を置く。

|         |     |
|---------|-----|
| 1) 支部長  | 1 名 |
| 2) 副支部長 | 3 名 |
| 3) 庶務   | 若干名 |
| 4) 会計   | 2 名 |
2. 執行委員の任期  
任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

第 9 条（会計監査）本会には会計監査を置く。

会計監査 2 名

任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第10条（年度当番、専門委員、顧問） 執行委員と共に、支部活動を支え推進する。

1. 年度当番は、卒業後30年、40年の年度に主たる当番を担う。その前年度は副を担う。
2. 専門委員は、支部だより編集委員、IT専門委員、各サークル代表、北部地区代表、大学女性協会（JAUW）京都支部代表等とする。
3. 顧問を置くことができる。

第11条（一般社団法人佐保会 役員及び代議員） （一社）佐保会の定款及び同窓会佐保会の申し合わせ事項により選出する。

1. 代議員（支部長〔指定代議員〕＋概ね100名に1名）
2. 理事2名
3. 監事1名（監事は近府県輪番制）

第12条（運営委員会・支部役員総会） 本会の運営と事業達成のため、運営委員会、支部役員総会を定期的開催する。詳細は別に定める。

第13条（会計）

1. 会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。
2. 本会の経費は会費・寄付金等を以てこれに充てる。

第14条（慶弔規程） 支部総会に於いて、卒業・修了55周年会員への祝賀・物故会員への追悼を行う。

第15条（規約改訂） 本規約の改訂は、支部総会において出席会員の4分の3以上の同意を必要とする。

附則：この規約は平成29（2017）年7月1日改訂施行する。

附則：この規約は令和5（2023）年7月1日改訂施行する。

付帯事項：「奈良女子大学同窓会佐保会」、「一般社団法人佐保会」の名称は、大学組織変更に伴う名称変更に準じて、今後表記が変わることもある。